

## 「知の拠点」活用型共同研究事業実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、「知の拠点」活用型共同研究事業において、徳島県立工業技術センター（以下「センター」という。）と県内企業（以下「共同研究者」という。）が新製品・新技術の開発等に向けて行うものづくり共同研究（以下「共同研究」という。）の実施に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### （共同研究の要件）

第2条 共同研究は、次の全ての要件を満たす場合に行うことができる。

- （1）共同研究内容が、センターの行う研究として必要かつ妥当なものであること。
- （2）共同研究を実施することにより、センターの有する研究成果等を有効に活用でき、早期の実用化・製品化等が期待されること、又は、展示商談会等において明確化した製品・技術課題の解決に繋がるものであること。

### （共同研究者の要件）

第3条 共同研究者は、次の要件を満たす者とする。

- （1）県内に事業所を有しており、製造業等を営む者であること。
- （2）共同研究を行うために必要な製品開発力・技術力を有し、センターと相互に共同研究課題を分担実施できる者であること。

### （対象となる共同研究テーマ）

第4条 対象となる共同研究テーマは、次のいずれかとする。

- （1）センター等の有する技術シーズや知的財産等を活用するテーマ
- （2）展示商談会等におけるニーズを踏まえた製品・技術等に関するテーマ
- （3）その他センター長（以下「所長」という。）が特に認めるテーマ

### （申請）

第5条 共同研究を行おうとする者は、共同研究計画申請書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

### （審査及び契約）

第6条 所長は、共同研究計画申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、共同研究に採択するか否かの結果を共同研究者に通知するものとする。

2 所長は、共同研究を実施するときは、共同研究契約（様式第2号）を締結する。

### （対象経費）

第7条 共同研究における対象経費は、別表1のとおりとする。

### （経費の負担）

第8条 共同研究に要する経費は、センター及び共同研究者が分担して行う研究に要する額を各自がそれぞれ負担することとする。ただし、センターの負担経費は共同研究者の経費を超えないものとする。

(進捗管理)

第9条 所長は、共同研究の効率的推進を図るものとする。

2 所長は、必要に応じて、共同研究者に対し研究内容の進捗状況等を確認することができる。

(研究計画の変更)

第10条 共同研究者は、研究計画を変更する場合は、あらかじめ研究計画変更承認申請書(様式第3号)を所長に提出し、承認を受けなければならない。

(研究の中止)

第11条 共同研究者は、やむを得ない事情により研究を中止しようとする場合は、研究中止承認申請書(様式第4号)を所長に提出し、承認を受けなければならない。

2 所長は、センターの業務に支障があるとき、又は天災その他やむを得ない事由により研究を継続することが困難となったときは、共同研究を中止することができる。

3 所長は、前二項の規定により共同研究を中止するときは、遅滞なく、共同研究者にその旨を通知するものとする。

4 第1項の規定により共同研究を中止する場合は、第8条ただし書にかかわらず経費の負担について別途協議を行う。

(信用失墜行為)

第12条 所長は、共同研究者が虚偽の共同研究計画申請書を提出するなど著しい信用失墜行為があった場合には共同研究を取り消すことができる。

2 前項の規定により共同研究を取り消す場合は、第8条ただし書にかかわらず共同研究者に対してセンターの負担額を納付させるものとする。

(結果報告)

第13条 共同研究者は研究期間の最終日までに、研究結果報告書(様式第5号)を所長に提出するものとする。

(経費の確認)

第14条 所長は、共同研究者が研究に要した経費について、必要な場合には、確認を行うことができる。

(研究成果の公表等)

第15条 所長又は共同研究者は、あらかじめ、相手方の同意(様式第6号)を得たうえで、研究期間の終了後に研究成果を公表することができる。

(特許の出願等)

第16条 共同研究においてセンター又は共同研究者に属する研究員が独自に発明を行ない、単独で特許の出願を行う場合には、互いに相手方の同意を得るものとする。

2 共同研究においてセンター又は共同研究者の研究員が共同で発明を行った場合には、これを共同出願することとし、共有割合は原則として2分の1ずつとする。ただし、所長が認める場合はこの限りではない。

3 前項の場合、共同研究者は徳島県(以下、「県」という。)と共同出願契約書(様式第7号)を

締結しなければならない。

- 4 第2項の共同出願にかかる特許権の取得及び管理のために必要なすべての費用は、原則として2分の1ずつとする。

(優先実施権)

第17条 県は、前条第1項及び第2項の規定による共同研究の成果にかかる発明の特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権にかかるものを共同研究者又は共同研究者の指定する者に限り、実施契約後、特許登録の日から5年を超えない範囲において優先的に実施させることができる。

- 2 前項の優先的に実施させることができる期間については、県が県内企業の状況を総合的に判断して定めることができる。

(実施料)

第18条 県は、共同研究者に対し、共同研究にかかる特許権等の実施を許諾した場合は、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(準用)

第19条 第16条から第18条までの規定は、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権並びに意匠登録を受ける権利及び意匠権について準用する。

(補足)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

別表1 研究対象経費

経費区分	内 容	経費を負担する者	
		センター	共同研究者
旅 費	センター職員分	○	
	共同研究者研究員分		○
消 耗 品 費	センターにおいて使用する試験研究用の消耗品	○	
	共同研究者において使用する試験研究用の消耗品		○
原 材 料 費	センターにおいて共同で使用する試験研究用の原材料	○	
	共同研究者において使用する試験研究用の原材料		○
機 械 装 置 費			
	共同研究者において使用する試験研究用の機械装置		○
間 接 経 費	研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費	○	○
そ の 他 経 費	その他、機械装置等所長が特に必要と認める経費（人件費は除く。）	○	
	その他、特に必要と認める経費（人件費は除く。）		○